

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

- 第1章 総務（第1条）
- 第2章 厚生福祉（第2条）
- 第3章 建設（第3条・第4条）

附則

第1章 総務

(春日部市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市監査委員に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、 <u>第243条の2の2</u> 第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）並びに地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、 <u>第243条の2の2</u> 第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）並びに地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。
2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地公企法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに <u>法第243条の2の2</u> 第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から30日以内にこれを行わなければならぬ。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地公企法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに <u>法第243条の2の2</u> 第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から30日以内にこれを行わなければならぬ。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第2章 厚生福祉

(春日部市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第203号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

第3章 建設

(春日部市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市下水道事業の設置等に関する条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(春日部市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 春日部市水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第199号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合とは、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> 第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合とは、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。